**いわゆる「ＪＫビジネス」への対応策について**

総会資料１

**ＪＫビジネスの現状と危険性**

**ＪＫビジネスへの対応**

**課題**

**【ＪＫビジネスに関する府内の状況】**

**○店舗数等（H29.1府警少年課による実態調査結果）**

　ＪＫリフレ等は約４０店舗（ほとんどの店舗が、浪速区日本橋界隈に集中）

ガールズバーは約190店舗

**○青少年の従事状況（H29.1府警少年課による実態調査結果）**

任意による聞取り調査では、カフェ（喫茶）の一部で18歳未満の雇用が確認された。

**○ＪＫビジネスに関する新聞報道の一部**

・ 「女子高生によるカウンセリングが受けられる」と客を募り、マンションの個室で女子高生にわいせつな行為をさせたとして、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）で経営者等を逮捕（H28.9.8毎日新聞・読売新聞・朝日新聞より）

・ 制服姿の女性を撮影できると称して営業していた店が、「裏オプション」として性的サービスを提供していたとして風営法違反（禁止区域営業）で逮捕（H28.11.29産経新聞より）

**【ＪＫビジネスへの他都県の規制等と国の動き】**

**○愛知県（青少年保護育成条例を一部改正。H27.7施行）**

青少年をJKビジネスに近づけないという観点から、青少年保護育成条例でJKビジネスを「有害役務営業」として規定し、青少年の雇用等を禁止。

・青少年の雇用や店舗への立入・勧誘行為等を禁止し、違反者へは営業停止を命令

・従業者名簿の備付けや保存及び青少年の立入禁止の掲示を義務付け

・加えて店舗への立入調査権限を知事部局と県警に付与（調査拒否は10万円以下の罰金）

・罰則規定（営業停止命令違反者に1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等）

**○東京都公安委員会（特定異性接客営業等の規制に関する条例(新設）H29.7施行）**

JKビジネス等について必要な規制を行うとともに、青少年の犯罪被害を防止する目的でH29.3末に公布。定義を大きく「特定異性接客営業（いわゆるＪＫビジネス）」と「特定衣類着用飲食店営業（ガールズバー等）」の二つに分けて規制。

＜愛知県の規制内容に加えて＞

・「特定異性接客営業（いわゆるＪＫビジネス）」には、公安委員会への「営業の届出義務」を設け、営業所の設置禁止区域（学校等の周囲200メートル等）を設定。

・営業停止命令違反者に1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

**○国（内閣府 男女共同参画会議）**

・　「女性に対する暴力に関する専門調査会」（内閣府男女共同参画局）が、『若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「ＪＫビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～』報告書をH29.3にとりまとめた。

・　この報告書において、ＪＫビジネスの被害者が抱える問題としては、「家庭や学校に居場所がない」、「経済的困難を抱えている」等が挙げられており、被害者を取り巻く環境として「気軽にお金を稼ぐことができると思わせる勧誘」や「居場所を提供するようなスカウト」等が指摘されている。

・　報告書を受けた関係府省対策会議において、本年４月を「ＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」等被害防止月間」として位置付け、政府一体となって、取締り等の強化や被害防止教育の実施、相談窓口の周知等の取組を緊急かつ集中的に実施する。

**○警察庁が各道府県警察本部長あてに緊急対策について通達**

・上記会議を受け、警察庁が各警察本部長あてに①取締り等の強化、②教育・啓発の強化、③相談体制の充実等の推進について通達を発信

**【ＪＫビジネスとは】**

・女子高校生を「ＪＫ」と称して性を売り物とする営業形態。

・健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させる悪質なものが一部に存在。

・大都市の繁華街を中心に「リフレ」等多様な形態で営業。

**【ＪＫビジネスの主な営業形態】**

法令で定義づけされたものはなく、主な営業形態は次のとおり



**【ＪＫビジネスの危険性（検挙状況）】**

表向きには現行法令に抵触しない営業形態になっているものの、

裏オプションへの強要等、性犯罪被害に遭う危険性を含んでいる。

**＜風俗営業適正化法＞**

・18歳未満の者に客の接待をさせること、客として立ち入らせる

こと等を禁止（第22条）

**＜児童福祉法＞**

・児童(18歳未満)に淫行させる行為の禁止(第34条１項６号)、有害目的支配行為の禁止(同項9号)

**＜労働基準法＞**

・年少者(18歳未満)への危険有害業務の就業制限(62条)

⇒　風俗営業適正化法に該当しない範囲で営業しており、公安委員会への許可・届出の義務がなく立入調査権限もない。

○ＪＫビジネス店舗で働いていた青少年が、実際に性犯罪被害に遭う事例が発生している。

○判断能力が未熟な青少年が、ＪＫビジネスの危険性を認識しないまま近づき、被害に遭うことが危惧される。

⇒青少年を守るために、被害の未然防止、抑制に向けた新たな対応が必要

**諮問事項**

○ご審議いただきたい項目

・「ＪＫビジネス」営業者への規制の必要性

及びその内容

・「ＪＫビジネス」に青少年を近づけさせないための施策

**【いわゆるＪＫビジネスへの**

**対応策について】**